

神戸電鉄粟生線活性化総合連携計画の策定について

1. 連携計画策定の必要性

▽ 神戸電鉄粟生線（鈴蘭台～粟生間 29.2km）は、小野市・三木市・神戸市における市民の通勤や通学に主に利用される等、市民生活に欠かせない鉄道であり、広域的な公共交通ネットワークの一部として重要な基幹路線である。このため、「神戸電鉄再生計画」を策定し、平成 16 年度より神戸電鉄が実施する保安度の向上やサービスの改善に資する設備投資に対して、これまで国、兵庫県と沿線 3 市が共に支援を行ってきたが、本計画は平成 21 年度をもって終了となる。

そこで、沿線 3 市としては、今後も粟生線活性化のため、安全性確保や利便性向上および利用促進に対する支援を行うため、平成 22 年度以降については、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に定める国の新たな制度に基づき、沿線 3 市と鉄道事業者、利用する住民や関係者が一体となり、地域公共交通総合連携計画を策定し、計画的かつ効率的・効果的な実行に取り組む必要がある。

2. 連携計画策定の効果

▽ 国の「地域公共交通活性化・再生総合事業費補助」、「鉄道軌道輸送高度化事業費補助」の支援を受けることができる。

(1) 「地域公共交通活性化・再生総合事業費補助（調査事業）」

・協議会に対して、国庫から連携計画策定のための調査費などの補助が受けられる。（定額補助・上限 2, 0 0 0 万円）

(2) 「地域公共交通活性化・再生総合事業費補助（計画事業）」

・策定した連携計画に基づき、協議会が実施・進捗管理を行う事業に対して、国庫から事業費の 1/2 の補助が受けられる。（最長 3 年間）

(3) 「鉄道軌道輸送高度化事業費補助」

・鉄道事業者が連携計画に基づき、鉄道輸送の維持・継続を図るために必要な設備整備などの事業に対して、国庫から事業費の 1/3 の補助が受けられる。

3. 連携計画策定の基本的事項

▽ 「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」で規定される連携計画策定に関する基本的事項

◇連携計画の名称

- ・ 神戸電鉄粟生線活性化総合連携計画

◇連携計画に記載すべき事項

- ・ 基本方針
- ・ 対象区域
- ・ 計画目標
- ・ 計画目標達成のために実施する事業および事業の実施主体
- ・ 計画期間 など

◇連携計画策定時に必要な措置

- ・ 住民、地域公共交通の利用者その他利害関係者の意見を反映させる措置
- ・ 関係する公共交通事業者等、連携計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者との協議

◇連携計画策定後に必要な措置

- ・ 連携計画策定後、速やかに公表

以上